

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	手数料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 32 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 32 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （手数料の減免） 第 32 条 町長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第 30 条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	一般廃棄物処理業許可証の再交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 38 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 38 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （許可証の再交付） 第 38 条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに町長に届け出て再交付を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	浄化槽清掃業許可証の再交付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 43 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 43 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 （許可証の再交付） 第 43 条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し又は損傷したときは、直ちに町長に届けて再交付を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日